取材時点（３月２５日、緊急事態宣言前）では、テレワークを導入している事務所は少数。そうした状況は何が問題となっているのか？　中小企業のＩＴ化を、士業事務所が「ＩＴ顧問」となることで実現しようと活動を続ける、一般社団法人ＩＴ顧問化協会の理事・石川浩司氏に取材したところ、テレワークを活用した驚くような事例を聞くことができた。（文・武田司）

まずはクラウド環境の整備

―新型コロナ感染拡大の影響で、士業事務所におけるテレワークの導入状況は変わってきていますか？

会計事務所で言えば、感染拡大の広がりが確定申告の時期と重なっていましたので、そうしたことを言っていられない状況だったと思います。税理士法が規定するところでは、税務申告書の作成をテレワークで行うことはできません。ですから、通常通りの勤務形態で運営している事務所が多くなっていると思います。

―コロナ以前にテレワークを導入していた事務所では、どのような運用をされているケースが多いのでしょうか？

テレワークで行える業務は、記帳から決算書の作成まで。税務申告書の作成はしない。こうしたイメージで運用されている事務所が多いと思います。今後、テレワーク運用のガイドラインが明確に打ち出されるようなことがあれば、テレワークを行う事務所も増えてくるのではないかと思います。

―士業事務所でどこまでテレワークが許されるのか。そうしたものが明確になってくると、業務フローも変わってきますね。

そうした意味で言えば、コロナの感染拡大が士業の働き方が変わるきっかけになるかもしれません。

仕組みだけで言えば、テレワークはノートパソコンとネット環境があればできます。そうではありますが、今すぐに、どの事務所でも、できるわけではないというのが実情です。

就業規則や給与体系などを整備する必要があるほかにも、そもそも業務を行う環境をクラウド環境に切り替えてある必要があります。所内のキャビネットの中にある資料は、自宅から取り出すことができないからです。

―業法などへの対応以前に、所内のインフラやツールを整備しておかなければならないということですね。

はい。まずペーパーレス環境は必須の項目です。ペーパーレス環境になっていても、データファイルが事務所内のサーバーに置いてあるケースが多く、それでは所外からデータを利用することができません。

その次にチャットなどのコミュニケーションツールが導入されていることも必要です。さらに、そうしたものを使ったスタッフ間のコミュニケーション方法が確立されている必要もあります。

当然、セキュリティの問題もあります。所外から参照できるものとそうすべきではないデータの区分を明確にして、管理しておくべきです。さらに業務ソフトが、クラウドに対応している必要もあります。

これらを事務所として整備し、いつでもテレワークに切り替えられる仕組みを用意しておかなければ、環境は整いません。

とは言え現在は、以前のように大きなコストがかかるわけではなく、いくつかのクラウドサービスを使うだけで、こうした環境を整えることができます。ですから、ハードルは下がっていると思います。

テレワーク活用で、職員の雇用が不要になる!?

―コロナ以前のテレワークの重要な議題は、人手不足への対応でした。

働き方改革を私なりに定義すると、自由な働き方ができる環境や社風を実現すること、そしてそれを支えるためのシステム作りだと考えています。

つまり、オール・オア・ナッシングではなく、テレワークでも事務所でも働けること、選択できる環境を用意することが必要です。そのときに重要なことは、テレワークを選択した人を否定しない

Document

―ドラスティックな移行事例を紹介 ―

十数名の職員が一斉退職も、テレワークを活用して「職員ゼロ」でリカバリー！

士業事務所のBCPとテレワーク

ドキュメント2020春

石川浩司氏
一般社団法人ＩＴ顧問化協会

企業文化を作り出すことです。

―そうした環境を実現している士業事務所はありますか？

少ないですね。そもそもテレワーク自体、もともと働いていたスタッフが産休などの事情でやむなく退職するというような際に、継続して働いていただくための手段として利用されているケースが多くなっています。

また、テレワークを行っている事務所は、そもそも支店があり、遠隔で協働して業務を行うインフラや経験のある、比較的大きな事務所が多くなっています。小さな個人事務所には、遠隔地のスタッフと仕事を行うインフラも必要もありません。

―積極的に利用されていたのではなく、あくまでも代替手段として利用されていたのが、これまでの士業事務所のテレワークだということですね。ただ、石川さんはコロナ以前から、テレワーク環境は小さな事務所でも実現できると提唱されていました。どのような事例がありますか？

劇的な事例があります。十数名いた職員がすべて退職してしまい、先生しかいなくなってしまったという事務所から相談をいただきました。事務所に残っているお客様の仕事を、何とかしなければならない状況でした。

私は、新たに職員を雇用するのではなく、在宅ワーカーを活用する方法を提案しました。クラウド環境を整えて、業務を自動化し、先生一人で業務処理していく仕組みの構築を提案したのです。

―その仕組みの構築は、どのような手順で進めましたか？

まずは在宅ワーカーを見付けることからスタートしました。もともとその事務所では、一部外注を使って仕事をしていましたので、それを援用して、外に出す業務、必要な人材、報酬の設定などを決めていきました。

事務所のＩＴ環境はまるで整っていませんでした。ですからまず始めに、在宅ワーカーと連絡を取るためのツールとしてChatWorkを導入しました。それからデータストレージとして、G Suiteを導入しています。

次の段階は自動化です。それには、スキャンした証憑書類をクラウド上にアップするだけで仕訳してくれるサービス『STREAMED』を利用しました。STREAMEDならアップした翌日には仕訳データができあがりますので、先生はそれをチェックするだけです。証憑書類をスキャンする工程には人手が要りますが、こちらも外部スタッフを手配して、日中の数時間に事務所に来所してもらって行っています。人手がかかっているのは、このスキャンする工程だけです。

これで、それまで十数名のスタッフを雇用して行っていた仕事がまわっています。人材の教育や管理をしなくていいのですから、先生も楽になったと思います。

―テレワークの活用で、これから、事務所の在り方も変わってくるかもしれませんね。

このケースで感じたことは、もう単なる作業だけなら正社員はいらないのかもしれないということです。士業では仕事が属人化することも問題になりますが、そうしたこともありえません。この事例から分かることは、そうした仕組みも構築しえるということですね。■